

『第4次さむかわ男女共同参画プラン』（案）パブリックコメント実施結果報告書（案）

寒川町の男女共同参画推進計画「第4次さむかわ男女共同参画プラン」についてパブリックコメント（町民意見の公募）を実施した結果は、次のとおりです。

【意見の募集期間】 平成27年12月14日（月）～平成28年1月17日（日）

【資料配付閲覧場所】 町役場1階ロビー、役場2階協働文化推進課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館
町ホームページ

【意見の提出状況】 提出いただいた意見
意見提出者数：1名
意見総数：12件
意見の内訳：プラン全般について4件
目標設定について8件

【実施結果の閲覧場所】

このパブリックコメント実施結果については、「資料閲覧配付場所」に記載のある場所でご覧いただけます。また、町ホームページでも閲覧することができます。

【問い合わせ先】 寒川町町民部協働文化推進課文化担当

電話：0467-74-1111 内線226

ファクス：0467-74-9141

電子メール：bunka@town.samukawa.kanagawa.jp

No.	ご意見	町の考え方
1	<p>町にはプランや、計画が何しろ多い。</p> <p>今までの計画は、計画を立てても立てなくても同じだったものがほとんどである。住民から要望があったからといって、人件費をかけパブコメまでやって、無理に作る必要のない計画も多かったと思う。計画通りに計画が終わったと言う例も少ない。例:北口整備や総合計画</p> <p>しかも、大きな市町村並みに、理念から説き起こす「完璧な形式」で計画を作っている。作る義務がなく、作らなかつたからと言って何の罰も受けないにもかかわらず、作り続けている計画もある。まして、「プランを作った」と言う満足感を得るために作ったものなどは下の下と言えるである。町の身の丈に合った、計画を立てるよう努力をお願いしたい。</p>	<p>本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき定める計画であるとともに、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」に基づく分野別の基本計画の一つであり、本町における男女共同参画社会の形成を目指す上で、道しるべとなるものです。</p> <p>町民、事業所、関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画です。</p> <p>第4次さむかわ男女共同参画プラン策定では、実施事業の見直しを行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけをしました。</p>
2	<p>各種計画と、整合性を取った計画にして欲しい。</p> <p>どうも、各課で、横の連絡なしに、いわば勝手に作っていると思われる。これだけ多岐にわたる計画の議論を短時間で尽くせるとは思えない。職員などが相当の労力を掛けなければ整合性を取るの難しい。この計画を読むと、まだまだ、町の他の計画と整合性が取れていない事業が多い。</p> <p>この作業をきちんと行えば、本当に男女共同参画の計画に載せるべき事業が限定され、きりっと締まった計画になると思われる。</p>	<p>本計画につきましては、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会(公募委員、関係各団体の代表)、さむかわ男女共同参画プラン連絡会(庁内組織)にて広く意見を求め、策定しております。</p> <p>プラン策定にあたり、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」に基づく分野別の基本計画として、他の計画との整合性を図るため、関係各課等とのヒアリングや意見交換を重ね、実行性が伴う内容としています。</p>
3	<p>「一つプランを作ったら、必ず一つ廃止する」ようにしたら良い。</p> <p>そうしなければ、第1次～第6次と改定版を重ねる度にページ数だけが増え、「抜本的な改正」が行われ難くなるからである。町職員の仕事づくりになっている面があると思われる。計画づくりが楽しいのかもしれないが、極力減らすべきである。予算審議だけで十分な内容の計画も多い。</p>	<p>本計画は、本町における男女共同参画社会の形成を目指す上での道しるべであり、実行計画です。「第3次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに法改正や社会情勢を考慮し、アンケート結果を踏まえ、町の現状に対応した計画として改定しています。</p>

No.	ご意見	町の考え方
4	<p>考え方や計画の形式は、言わばどうでも良い。</p> <p>絵解きや解説はもう十分である。「どこまで共同参画を、いつまでに増やすのか」を、的確に書いたものにして欲しい。まずこれを、ドンと計画書の冒頭に書いて、その増やし方が妥当である証拠・根拠をその後に述べるものにしてほしい。</p> <p>男女比をどうするのかについて、何もたくさん書くことはない。目標を設け、いつまでにやるのかをしっかりと載せればそれで十分である。何をクドクドと書くのか！そこまで書く意味があるのか！と問いたい。</p> <p>例：生涯学習に関する情報提供・・・これがなければ参画が進まないのではあろうか？・・・</p> <p>無理やり男女共同参画にこじつけている気がする。載せなくても問題は起きない。予算審議で審査すれば済む話である。</p>	<p>本町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が「男女共同参画社会の形成」という基本理念の実現につながると考えます。</p> <p>基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力が発揮できるように、4つの基本目標を掲げ、各課において具体的な事業を位置付けています。</p> <p>それぞれの事業には、指標・目標値を定めており、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力をもとに連携を図りながら、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
5	<p>目標設定について(1)</p> <p>管理職への女性登用の推進とあり、「職員数における割合を指標として掲げる事は困難である」と書かれてある。困難なことを目標として書き込む意味はないと思う。省くべきである。</p>	<p>第4章の具体的な取組(実施計画)にある事業番号①「管理職への女性登用の推進」について、政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進を図るため、町も一事業所として能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進しています。</p> <p>目標数値については、女性職員の割合や年齢構成などにより、指標として掲げることは難しいため、実績報告時に数値を入れ国や県と比べ評価します。</p>
6	<p>目標設定について(2)</p> <p>②勤労者実態調査の実施とあるが、調査してから目標を設定すべきである。目標値の欄に「進め方」が載っている例が散見する。全て省くべきである。ページ数の無駄である。</p>	<p>事業番号②「勤労者実態調査の実施」について、町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的として実施しており、実態把握のため必要です。</p> <p>事業名及び内容欄については、簡潔な記述に努めています。</p>

No.	ご意見	町の考え方
7	<p>目標設定について(3)</p> <p>女性委員登用の推進は、この中で唯一まともな目標値である。</p> <p>役場が率先するのは良いが、世間とかけ離れて女性管理職の多いのは「役所」であることを意識しておくべきである。この原因の究明を行い、それを下に、町住民の中の女性管理職をどこまで増やすかという「目標」を立てた、とこの計画書に載せるべきである。</p>	<p>事業番号③「女性委員登用の推進」について、国の第3次男女共同参画基本計画では、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」を設定し取り組みを進めていますが、本町では18%にとどまっていることから、より現実的な数値目標を掲げております。</p>
8	<p>目標設定について(4)</p> <p>「講座の開催(再掲)」が、だぶりながら出てきているが、これで本当にどれだけの共同参画が進むのであろうか？計画は、「少しでも効果のある事は載せておこう」と考えて作るものではない。最終目標の達成を「狙って」作るものである。</p>	<p>事業番号④⑤「女性の活躍のための講座の開催」について、職場や地域において女性が積極的に参画し社会の構成員として意思を適切に反映できるよう、施策の内容「住民活動などにおける女性の参画の促進」及び「女性の人材育成」における具体的な事業としてそれぞれに位置付けております。</p>
9	<p>目標設定について(5)</p> <p>求人に関する情報提供も同じである。暴力防止に関する意識啓発等も、ほぼ男女共同参画に無関係であり「こじつけ」としか思えない。目標数を増やすため、体裁を付けるために書き加えたのだと思う。</p> <p>確実に寒川町で、成果を出せる対策・事業があるとは思えない。「関係機関との連携」とあるが、連携してから「目標の設定」を行うべきであろう。しかし、連携すれば必ず責任の所在が不確かになる。このことも十分考慮しておく必要がある。</p>	<p>事業番号⑧「求人に関する情報提供」について、女性の社会参画に関する情報提供のため、資格取得やスキルアップのための講座について、情報提供は必要であります。</p> <p>また、事業番号⑨「暴力防止に関する意識啓発」については、男女がお互いに人権を尊重することが前提であることから、配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者支援のため必要です。関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携協力しながら計画の推進を図ります。</p>
10	<p>目標設定について(6)</p> <p>「各種ハラスメントの根絶」とある。「相談・処分がない状態を目指すため、目標数値は0件とします」と書かれている。今も問題が起きていないのなら、目標値を載せる理由がないことになる。このように、問題がないことを取り立てて目標に設定することがまかり通ると、どんどんこのような目標数値を0にした記載が増えてしまう。これはおかしい。</p>	<p>事業番号⑩「町役場における各種ハラスメント防止体制の充実」について、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し、人権相談や関係機関での相談窓口について、広報紙により情報提供するとともに、町民への意識啓発を図り、町としても、各種ハラスメントが根絶される状態を目指すものです。</p>

No.	ご意見	町の考え方
11	<p>目標設定について(7)</p> <p>健康普及事業・スポーツ振興・健康教育などの事業の、目標が載っているが、これらには別の「計画」があり、その計画の担当課が責任を持って推進していると思われる。これをこの計画に無理に引用する必要はない。</p>	<p>「男女共同参画社会の形成」に取り組むためには、全庁的に関連する事業が多く、総合計画や他の関連部門計画との連携、整合性は必要です。第4次さむかわ男女共同参画プラン策定においても男女共同参画の視点から関係各課とヒアリングを行い具体的な取り組み(実施計画)の内容について改定しております。</p>
12	<p>目標設定について(8)</p> <p>まだまだある。書けばきりがない。もし、この男女共同参画の計画書を作るなら、載せる意味の薄い事業や目標値の設定は極力省き、せめて10ページほどの小さな計画書にするのが良いと思う。</p> <p>そうすれば、要点が住民に良く分かり、町の責任も良く分かるようになると思う。繰り返すが、計画は、「解説書」ではなく、役所の「約束(コミットメント)」であることを忘れてはならない。</p>	<p>計画策定において、広く意見を求め、わかりやすく、理解の深まる計画書の作成に努めてまいりました。町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力に基づき推進するため、概要版を作成して周知に努めます。</p>